公害等調整委員会設立50周年記念シンポジウム 「50年を迎える公害等調整委員会」 (第3回 パネルディスカッション2): 公害に関する紛争処理の将来展望)

公害等調整委員会事務局



奈央子 (公害等調整委員会事務局次長)】 【栗田 ディスカッションも終盤に入ってまいりまし て、2つ目の討議テーマに移りたいと思います。

公害紛争は、その時々の社会情勢や、近年の新 型コロナウイルス感染症の拡大などによる国民 の生活様式や環境意識等を反映して、その在り方 を変化させております。そうした変化も踏まえま して、公害に関する紛争処理の将来展望について 御発言をお願いしたいと存じます。

まずは荒井様、よろしくお願いいたします。 勉 (公害等調整委員会委員長)】 【荒井

私からは、将来展望として、本制度の利用を促 進するにはどうしたらよいかという観点と、公害 紛争、さらには、先ほどお話がありました環境を めぐる紛争が将来どういうふうな状況になって、 それにどのように対応していくべきなのか、そう いう観点から3点述べたいと思います。

1点目はIT化ということでございます。現在、 当委員会の手続でも可能な限り電話会議とかウ ェブ会議をしておりますし、最近では電子メール による準備書面の提出ができるように規則改正 するというようなこともしております。今後は、 さらに当事者の負担を軽減し、かつ効率的な進行 に資するように、IT 化を進める必要があると考 えております。裁判所でも民事手続の本格的な IT 化を進めつつある。昨日、法案が成立したとい う報道がされておりますが、そうした裁判手続の 状況も参考にしながら進めてまいりたいと考え ています。

当委員会の制度は行政型 ADR でございます。 アメリカなどではオンラインを利用した ADR と いうものが活用されて、ODR と呼ばれていると

いうことでございます。我が国でもそうした検討が進められているとお聞きしております。公害紛争という性質、あるいは本人申立てが多いというようなことから、なかなか一足飛びにそうした進んだ制度に向かうということはできないと思いますけれども、そこら辺まで視野に入れて、少しでも国民が利用しやすくなるような方向でIT化を考えていきたいと考えております。

2点目は運用の改善ということでございます。 日々事件を処理して感じることは、先ほど北村先生のお話にありましたように、公害紛争処理手続は設立当初の産業型公害を念頭に置いてつくられた制度でございますので、近年の小規模な都市型・生活環境型の事案にこの手続をそのまま適用するということがふさわしいのだろうかということをよく考えます。現在の手続運用は近時の紛争実態からすると少々重過ぎるように思われ、事案に応じて、もっと柔軟で、もっと軽量であってもいいのではないかと感じるところがございます。

最近、裁判所から受ける原因裁定嘱託については、こうした観点から運用の見直しをいたしまして、少しでも手続を軽くして、効率化を図れるようにしようというようなことを工夫しているところでございますので、このような見直しを裁定手続全般に広げて、現在の手続の中で運用を改善して、紛争の実態に合った手続、事案に応じた軽量化した手続を工夫していくということが必要であろうと。それによって審理期間をさらに短縮することができ、ひいてはこの制度をさらに利用してもらうことにつながるのではないかと感じているところでございます。

運用の改善ではなく法改正でやれというのが お隣の北村先生の御議論だろうと思いますけれ ども、私ども実務をやっている立場からすると、

【行事概要】

公害等調整委員会設立50周年記念シンポジウム 「50年を迎える公害等調整委員会」

●日時:令和4年5月19日(木)15:00~17:00

会場:日本学術会議講堂(東京都港区六本木7-22-34)

●次第:

■基調講演「公害紛争処理制度の軌跡と展望」



北村 喜宣

上智大学大学院法学研究科長・教授 公害等調整委員会政策評価懇談会構成員

■パネルディスカッション

ロテーマ①:公害紛争処理制度の現状及び課題

□テーマ②:公害に関する紛争処理の将来展望

◆パネリスト(50音順):



荒井 勉

公害等調整委員会委員長(当時) 元 福岡高等裁判所長官



北村 喜宣

上智大学大学院法学研究科長・教授 公害等調整委員会政策評価懇談会構成員



倉片 憲治

早稲田大学人間科学学術院教授 公害等調整委員会専門委員



松田 康太郎

静岡県公害審査会会長

元 静岡県弁護士会副会長 公害等調整委員会政策評価懇談会構成員



三ツ橋 悦子

社会福祉法人品川区社会福祉協議会 事務局次長 元 東京都品川区環境課長 公害等調整委員会公害苦情相談アドバイザー

■質疑応答

◆司会:栗田 奈央子 公害等調整委員会事務局次長

今の法の枠内で可能な運用の改善を考えるとい うスタンスになってしまいます。

3点目ですけれども、将来のニーズを踏まえた 在り方を内部的に進めていきたいということで ございます。私どもは、法を運用する、定められ た法規の枠の中で事件を処理するということに 注力してまいりましたので、制度論や立法論とい うことになりますと、私どもが積極的にそれを提 案していく立場ではないと、そういう思いから、 これまでやや超然としていたと、そういう側面が あることは否定できないかなと思っております。

本日、北村先生からのお話あるいはパネラーの 方々からもいろいろなお話を伺っておりますの で、これからは、これからの環境紛争をどのよう に捉えていくべきなのか、典型7公害以外にどの ような類型が考えられるのか、そして、どのよう な制度の在り方が社会のニーズに応えることに なるのかといったような点について部内でじっ くりと研究、検討していきたいと考えております。



地方自治体で担当 しておられる皆様 からも実情をお伺 いしたり、率直な意 見交換をしていき たいと考えており ます。

私どもがそうい った制度論を打ち

立てて外部に提言するというようなことではな くて、将来のそうした議論に備えて内部において 検討を進めていく、それは必要ではないかと思っ ております。 先ほども北村先生からの御紹介にあ りましたように、2015年には、北村先生を座長 とする、研究者の方々や弁護士の方々から懇談会 報告書をいただいておりますし、私どもの委員会 内部の勉強会に、環境法の学者である六車先生に お越しいただいて、将来展望についてのお話を伺 ったりということはしているところでございま すので、こうした将来の紛争や制度の在り方を視 野に入れた検討を今後も継続的に積み重ねて、新 たな制度を含めた将来の様々な状況の変化にも しっかり対応できるように準備をしてまいりた いと考えております。

私は以上でございます。

【栗田】 ありがとうございました。

続きまして、北村様、よろしくお願いいたしま

【北村 喜宣(上智大学大学院法学研究科長・ 教授)】

荒井委員長には、あと一月ちょっとですので、 ぜひともリーダーシップを発揮して、道筋だけで もつけてお辞めいただきたいと期待したいです。 我々が関心を持っております、あるいは使って おります公害紛争処理法の第1条のフレーズに 「迅速かつ適正な解決」があります。この迅速か つ適正な解決というのを全法令検索かけますと、 7つの法律がヒットします。そのうちの3つが公 調委関係なのです。公害紛争処理法と公害紛争処 理の規則と、それと総務省の設置法です。このよ うに公害紛争処理というのは迅速かつ適切なと、 あとはスポーツ基本法とかそういうところにな って、大体紛争処理絡みのところに規定されてい るのですけれども、やはり数というと、圧倒的に 公調委、この組織に関するものが多いのです。

先ほど、裁定が産業型みたいなのを念頭に置い ているから、やや重装備になってきているとおっ しゃいました。これは示唆的ですね。と申します のは、この法律というのは、1条の目的を達成す るためにどうしましょうかというつくりになっ ているはずなので、そのつくりのほうが合わなけ れば変えていくしかないのです。その目的を現在 的に達成しようと思えばです。立法論をする場で はないというのはおっしゃるとおりですので、こ のあたりは私どものような外野席の者が、憲法の 下でこの制度がどういうふうにあるべきなのか ということを踏まえた議論をすべきだなと改め て確認をいたしました。

先ほど来、三ツ橋さんなんかは本当に現場でお 困りだ、松田先生もそうおっしゃいました。かな り地域密着型になってきているというのは顕著 な傾向のように見えるところです。それでは、こ れは都道府県なのかというと、多分市町村なのだ と思います。都道府県でも、恐らく今日御参集の 方々のところには、環境基本条例に基づく環境基 本計画があるはずです。しかし、本当に地域の生 活のルールとかマナーとかのレベルの話は、そこ で書き切れないですね。そうすると、これは市町 村の環境基本条例に基づく環境基本計画にどの ようなことが書いてあるのかと。住民参加してつ くったことになっているはずなので、地域合意が そこに書いてあるはずです。しかしながら、事業



者や市民はあまり そういうことを知 らないものですか ら、これはそのルー ルの存在、すなわち、 合意されたルール を踏まえた他者へ の配慮ということ をいま一度思い起

こす必要があるのかなと考えました。

「適正な解決」の適正とは何か、非常に難しい。 結局、不調になったというのは適正じゃなかった のかと言われると、そういうわけでも多分なさそ うな気が私はしていまして、これは弁護士の立場 からの御意見も後で頂戴できればと思っており ます。50周年、元に戻って、1条目的の観点から もう一度この制度の全体像あるいは運用をこの 時点で見直すと、そして将来を見詰める。こうい う作業が私自身にとっても大事だなということ を今日改めて感じたところでございます。

【栗田】 ありがとうございました。

次に、倉片様、よろしくお願いいたします。 憲治(早稲田大学人間科学学術院教 【倉片 授)】

将来展望ということで、やはり私からは騒音の お話をと思うのですけれども、また要点のスライ ドをお出しいただけますか。

皆様お感じのとおり、騒音の苦情というのが減 らないのですよね。あるいは、むしろ増えている ぐらいかなと思います。さらに、恐らくまた皆さ んもお感じだと思うのですけれども、騒音といい ましても、明らかにうるさい騒音という例は少な くて、極端な場合、何が騒音源なのだか分からな いというような事例というのも訴えとしてござ いませんでしょうか。

それはどうしてなのだろうかと不思議に思う のですけれども、一つ私感じますのは、本来、そ れは騒音自体が問題なのではなくて、この原因は ネットの情報にもしかしてあるのかもしれませ ん。特に低周波音関係ですね。誤ったネットの情 報で言わば苦情が拡大再生産されてしまってい ると。あれも低周波だ、これも低周波だと、何か 分からない現象があったら、これは低周波問題じ ゃないかというふうにして苦情を訴えられるな んていう事例、お聞きになっているのではないか なと思います。

そこで将来どうしよう、これからどうしようか というところなのですが、まず一つ、私、考える べきかなと思うのは、そういった誤った――専門 家から見ると、誤った知見です。そういう誤った 知見あるいは事例というのを何とか公式に訂正 するなり否定するなりという手段が取れないも のかなというのを感じます。例えば公調委としま しては、公害として申請はあったのだけれども、 さんざん調べたけれども、やはりこれは騒音問題 として認められないというような事例があった 場合に、今、事例は紹介されていますけれども、 それが一体何が本当の理由だったのかとか、ある いは何が技術的に認められなかったのかという、 もう一歩、二歩踏み込んだ分析結果というものを まとめて出す機会があったらいいのではないの かなと。そこまで分析するのは公調委の仕事では ないのかもしれないですけれども、そういうとこ ろまで考えてもいいのではないかなというふう にまず一つ思います。

あと、騒音に関しまして今後のことを考えます と、私、一つ意識すべきかなと思いますのが、苦 情の件数が減らないことには、社会の高齢化、人 口の高齢化というのが、非常に強く関係している のではないかなと思います。そこに目を向けると

いうことですね。よく知られた騒音問題としまし ては、例えば工場で後継者がいないので廃業して、 そこは工場が空き地になったと。そこに住宅がで きて、住み始めた人が、まだ残っているほかの工 場との間で騒音問題、いさかいを起こすなんてい う事例とか。あるいは別のパターンとしましては、 相続に当たって売却された土地、そこにアパート なり、あるいは保育園ですね。保育園が新しく住 宅街の中で建てられることになって、それでやは り旧来からの住民との間でいさかいを起こすな んていうのはよくある話かなと思います。

そういった具体的な事例だけではなくて、これ は私の直感なのですけれども、長い間いろいろ騒 音、近隣騒音の問題を担当していて感じるのです が、訴えている側の方の訴えというのが、恐らく 加齢による、年齢による心・体の変調、その原因 を誤って騒音にあるのだと、騒音が原因なのだと。 あるいは、振動とか悪臭もそういうことがあるか もしれません。間違って自分の心身の変調の原因 と結びつけてしまっている、そういう事例なので はないかなというのを感じることがあります。よ く訴えとしてありますのが不眠ですよね。睡眠障 害とか、あるいは手足がしびれるとか、耳鳴りが するという苦情ですよね。そういった不眠とか手 足のしびれとか、あるいは耳鳴りというのは、年 を取ると誰にでも多かれ少なかれ発生する症状 なのですよ。ただ、年を取ったらどうなるかとい うのはみんな誰もが初めて経験することですの で、自分に何が起きているのかというのが分から ないのですよね。そのときにたまたま何か音がし た、あるいはたまたま何か振動を感じたというと きに、私が寝られないのはあの音のせいだ、手足 がしびれるのはあの振動のせいだというふうに 間違って、原因と関連づけてしまっているのでは ないのかなという感じがいたします。なので、そ の証拠となるかどうか。そういった苦情を訴えら

新たな騒音被害への対応

- ◆騒音の苦情件数が減らない
 - 原因不明の騒音/低周波音事件が多々あり
 - 誤ったネット情報により、<u>苦情が"拡大再生産"</u>
 - ▶誤った知見には訂正が必要
- ◆<u>人口の高齢化</u>も背景にあり
- >加齢に伴う心身の変調を騒音が原因と誤って認識?
- ■騒音公害では似たような訴え(騒音源,症状等)が多い
 - ン公害は、起きてから対処するのではなく、"未然に" 防げないか?
- ◆苦情件数を減らし,他の重要案件に人的/経済的資源を シフトさせることが望ましい

れる方というのは決まって中高年の方なのです よね。単に音が聞こえてうるさいというのであれ ば、むしろ聴力のよい若い人が苦情を訴えそうな ものなのですが、そういう事例というのは非常に 少なくて、年配の方が多い。実際、音を聞いて手 足がしびれるというのは、私が知っている限り、 実験的にそういう現象というのは確認されてい ないですね。やはり何か原因を間違えているので はないのかなというのが私の直感です。

もう一つ、いろいろな事例を見聞きし、担当し ておりますと感じますのが、今の加齢の問題だけ ではなくて、特に騒音、低周波音の問題では、訴 えの内容というのがお互いに非常によく似てい ますね。相談を受けますと、事件を担当しますと、 またその音ですか、あるいは、またそういう症状 ですかということがよくあります。そういった同 じような事件、同じような訴えというのが繰り返 し繰り返し起こるというのを見ていますと、私は 研究者ですので、研究者としましては、何かそこ に共通の原因あるいは共通の背景があるのでは ないかなということをどうしても考えたくなり ます。ですので、一つ一つの事件に着々と対処し ていくのは大切なのですけれども、騒音の根本的 な解決ということを今後考えるのであれば、その 共通の原因あるいは背景というものは何なのか ということもやはり併せて考えていかないとい けないのではないかなという感じがします。



先ほど来から委 員長や北村先生からを はいませいまするののは、 公害は起きのの起うで、 がして、 がなくて、 をはいうのが理想な というのが理想な

わけですので、我々、日々の案件を担当するに当 たって、やはり方向性としては、そういうことを 考えながら対処していくべきではないかなと思 います。そのための分析に必要な事例とかデータ とかいうものは、公調委のほうに地方公共団体の ほうからの報告も含めてたくさん集まっている はずです。これもやはり公調委の仕事じゃないと 言われるかもしれないですけれども、せっかくそ ういうデータがあるのですから、それをうまく活 用して本当の原因を究明し、公害を未然に防ぐと いう手だてがこれからの視点として欲しいなと 感じます。そうしますと、将来的には公調委に訴 えられる、申請される件数というのも減ってくる かと思いますし、皆様のところ、市区町村の役場 に持ち込まれる苦情の数というのも減るのでは ないかなと思います。先ほど三ツ橋アドバイザー から、現場がてんてこ舞い、疲弊しているような お話もありましたけれども、本来、市区町村の役 場のほうで担当すべきもっと重要な案件に人的 なリソースとか、あるいは予算、経済的な資源と いうのを割けるような方策というのが将来的に できれば理想ではないかなと考えています。

以上です。

【栗田】 ありがとうございました。

次に、松田様、よろしくお願いいたします。 まった こうたろう 【松田 康太郎 (静岡県公害審査会会長)】 典型7公害につきましては、国の施策等が奏功して件数が減少しているということは、先ほどの事務局の報告でもデータ的にも示されております。そのこと自体は非常にいいことだなと思っております。ただ、先ほど触れた日弁連の意見書のとおり、典型7公害以外の環境問題などについては法的な解決が難しい事案が多いわけですが、私自身も公害等調整委員会ないし公害審査会などがこの役割を果たすことが望ましいと考えております。

倉片先生がおっしゃるように、公調委には地方 公共団体からいろいろなデータが送られてきて、 豊富な材料があるということで、どこがやるかと いうと、やはり公調委になってしまうのではない かなというのは私も意見として持っております。 ただ、分析する際、どういうふうな切り口でやる かというのが非常に難しくて、環境問題を無制限 に扱うということもできませんし、どういうふう に類型化して、どういう要件でやるかというのを 議論していくというのはかなりしんどい作業に なるだろうなと思っております。北村先生が風の ない中でとおっしゃっておりましたが、確かにそ のような状況下の中で国会や政治が主導で動く ということはあり得ないと思いますので、その前 提となる機運をつくるのは公調委だろうと私も 考えております。

公害等調整委員会が担う役割というのはもう一つあると思っております。これは三ツ橋先生の先ほどの発言にも関連しますが、地方自治体の担当者の方が精神的に非常に参ってしまうという問題です。これにはいろいろな要素がありますが、一つには対処法が分からないという問題が大きいと思います。この事案にどのように対処したらよいのかというところで悩むと、すごくストレスを抱える原因になります。そこをどうしたらよい



かというのを少し 考えたほうがいい と思います。

公害等調整委員 会は、公害紛争処理 法第3条において、 地方公共団体が行 う公害に関する苦 情の処理について

指導等を行うとなっております。各自治体におい て公害紛争等の処理については検討していると 思いますが、知識やノウハウが各自治体で一様で はないというような状態の中で、その知識やノウ ハウを公調委が補強するというのが重要になっ てくると思っています。近年は、コロナ禍で、そ のプラス面としてウェブ研修が盛んになってお ります。先ほど事務局からの報告がありましたと おり、幾つかの自治体やブロックに対する研修、 それからウェブでの研修、そういうのを提供され ていると説明がありましたが、ウェブ研修であれ ば、コストの問題、会場費や交通費を削減した中 で効果的な研修を実施することができるのだろ うと思っております。だから、公調委でもウェブ 研修を活用して、研修を充実させていただきたい というのが一つです。

ただ、昨年この場にいらっしゃった方は御存じだと思いますが、ウェブ会議を昨年は実施しました。予算的な制約の中で仕方がないとおっしゃっていたのですけれども、カメラとマイクは良いものを用意する必要があります。聞いている者が非常につらい状態で、今日もちょっと眠くなられている方もいらっしゃるかもしれませんけれども、話している人の話が聞こえにくいというのは、それだけで眠くなる要因になりますので、ここはぜひとも良いカメラとマイクを調達していただきまして、ウェブ会議を充実させていただきたいと

思います。国の予算は無限にあるわけではないということは私も知っておりますが、こういうことを言う人がいないと、そういうところに予算が回らないということも知っておりますので、この場を借りてそういう発言をさせていただきたいと思っております。

以上です。

【栗田】 ありがとうございました。

将来展望ということで、様々な先生方からいろ いろな御意見をいただいていると思うのですけ れども、やはり現場サイドとしては、困っている 人がいるから苦情や相談、申立てがある。つまり、 その方々を何とかして円満解決していきたいと いうのが私はとても思っているところで、その円 満解決の方法というのは、もちろん騒音のこと、 振動のこと、土壌汚染、また大気汚染、様々なこ とを、知識はもちろん勉強して、どんどん、条例、 法、様々なことは中で勉強しないといけないと思 うのですけれども、一つ一つ、目の前の現場に対 して、本当に心のある対応をしていくのがまず大 事なのかなと思っております。これは、将来展望 というのは、この苦情対応だけではないとは思う のですけれども、今、社会福祉協議会の福祉部門 にいるので余計感じているのかもしれませんけ れども、やはり一人一人と対応、また何人かかも しれませんけれども、その対応はきちんと丁寧に やるべきなのかなと思っています。

また、先ほど先生方もお話しされていましたように、環境部門だけでは解決できないものもたくさんありますので、関連部署の例えば保健センター、保健所、また環境以外の、例えば土木関係の部署とか、様々あると思うのですよね。その方と対応していきながら、また、先ほども言いました



ように、23 区との 連携。どこどこの区 の人は特にこの部 分がたけていると か、様々あるのです けれども、そういう 情報共有、情報交換 が大事なのかなと 思っております。公

調委のもちろん制度というのは、制度設計はすごく大事だと思いますし、その下に、法や条例の下に私どもが対応していくというのはもう大前提にありますので、どうか、1つでも苦情がなくなるといいなと思っております。

以上でございます。

【栗田】 ありがとうございました。

それでは、討議はここまでといたしまして、この後、次第では御参加の皆様からの質疑をお受けする予定としておったのですが、既に予定されていた終了時刻を若干過ぎているという状態でございます。お時間の許す方で、もしぜひという方がいらっしゃいましたら若干名、お一人若しくは2人ぐらい御質問をお受けできるかなと思いますので、挙手をお願いできますでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。それでは、 質疑応答はこれで終わりという形にさせていた だきまして、パネルディスカッションも締めに入 りたいと思います。パネリストの皆様から、御感 想や言い足りなかったことがあれば、壇上向かっ て右から順に、お一言ずつお願いいたします。ま ず、三ツ橋様から。

【三ツ橋】 ほとんど伝えましたので、最後に、 今コロナ禍だと思いますけれども、やはり対応が また若干変わってきているとは思いますけれど も、本当に苦情相談の対応の現場の皆様が少しで も元気になるように、気持ちを高められるような 方法を取っていきたいと思います。どうぞよろし くお願いいたします。

以上です。

【栗田】 松田様。

【松田】 静岡県内の自治体に寄せられた苦情の 件数というのは、平成6年からいいますと、1,000 件あったのですが、3,000 件まで、1,000 件から 3.000件までいろいろばらつきがあります。この うち大気汚染や騒音、悪臭が多くて、次いで水質 汚濁、それから土壌汚染や地盤沈下はほとんどな いというような状態で、ただ、典型7公害以外の 苦情については、平成6年度が173件で約12%、 それが令和元年度に 804 件で 35%となっており ます。これは先ほどの事務局の全国的な傾向とち ょっと異なるのですけれども、したがって、たま たまなのかもしれませんが、平成25年度以前は 数%から 15%だったものが、 平成 26 年度以降は 20%を超えているという状況になっております。 その原因まで分析された資料を入手することが できないので、日弁連の意見書のとおり、典型7 公害以外の問題についても対応していってほし いと思います。先ほどの発言につながりますが、 公調委の担うべき役割というのは大きいと思い ますので、ますます期待しております。

自治体が受ける公害苦情のうち、典型7公害以外の相談について、どのように類型化するかについては大変難しい問題ですが、内容を詳細に把握できるのは、先ほども申し上げたとおり、公調委しかありませんから、その役割は大きいと思っております。

それから、公調委の回し者ではありませんけれ ども、『ちょうせい』という機関誌が出されてお ります。皆様御存じかと思います。ここに書かれ ている記事、それぞれ興味深いものが多いのです

けれども、各自治体の公害苦情相談窓口担当者の 生の声が載っておりまして、担当者の皆様には非 常に参考になるのではないかなと思います。各自 治体の担当者の方は、バックナンバーも御覧にな っていただいて、勉強していただければと思って おります。

以上です。



会場の様子(東京・日本学術会議講堂)

【栗田】 倉片様。

【倉片】 最後ということで、私は漠然とした印 象になりますけれども、いろいろお話を伺ってい たり自分なりに考えたりしてみますと、やはり公 害というものは本来なくなるべきものなのだよ なというのが素朴な印象です。私の子供の頃、 1970年代ですけれども、ちょうど4大公害病が 世の中で問題になっていた、盛んだった頃の話に なります。私の小学校の社会科の授業というと、 ほとんど公害の話なのですよね。先ほどの水俣湾 の猫の話も、授業中に先生から聞いた話です。そ の頃子供だった私も、将来自分が大人になった頃 にはきっとこういう公害問題というのは全部解 決されていて、きっといい世の中になるのだろう なと漠然と当時は思っていました。けれども、あ あいった公害病はなくなりましたけれども、公害 はやはりゼロにはならないのですね。

北村先生の基調講演の最初のお話ではありま せんけれども、本日は設立50周年シンポジウム

ということでしたが、この後さらに50年たって、 設立 100 周年シンポジウムなんていうものをも し仮に華々しく開くことになった場合に、我々は それを喜んでいいのか悲しんでいいのか、非常に 複雑な感じがいたします。ですので、先ほども申 しましたけれども、公害として訴えられたもの、 申請のあったものを一つ一つ丁寧に扱っていく、 対処していくというのは日々の業務として大切 だとは思うのですけれども、それに忙殺されなが らも、長期的な視点を持って、公害をなくすには どうしたらよいのか、そのために何ができるのか、 我々は今何をすべきなのかということを常に頭 に置きながら、私も専門委員としてこれからの業 務に当たっていきたいなと改めて思いました。

以上です。ありがとうございます。

【栗田】 北村様。

【北村】 ADR である以上、迅速かつ適正な解 決というのは、これは永久のテーマです。その中 において、委員長おっしゃいましたとおり、何と か運用でその目標に近づけたいという御努力は 非常に貴重だと思います。さはさりながら、どこ まで引っ張っていけるのかということもありま す。プチンと切れる前に対応してもらいたいとい う気持ちを強く持っております。そのためには、 現在公調委がされていることを第三者の目でち ゃんとチェックして、「よし」、「ちょっとこれは」 というようなことがあっても恐らくいいはずで す。より良い制度をお互いにつくっていくという 観点から、組織的な御検討をなさっていただけれ ばいかがか。このように最後に感じました。

【栗田】 荒井様。

【荒井】 今日は、北村先生の基調講演、それか らパネリストの皆様からも本当に貴重な御意見 を多々いただきまして、本当にありがとうござい ました。今後考えていく上で、大きな方向性、大 きな示唆をいただきました。公調委に対する様々

なオーダーもいただきまして、大変だなと思った りもしております。そういう意味も込めまして、 50 周年にふさわしい充実したシンポジウムにな ったのではないかと思っております。皆様に心か ら感謝を申し上げる次第でございます。今日のこ の議論も踏まえて、公調委としては今後も不断の 検討を続けてまいりたいと思っておりますので、 引き続き御支援をどうぞよろしくお願いいたし ます。

【栗田】 改めまして、パネリストの皆様、どう もありがとうございました。(拍手)

それでは、お話は尽きないところではございま すが、本日の公害等調整委員会設立 50 周年記念 シンポジウムは終了とさせていただきたいと思 います。

それでは、パネリストの皆様、会場並びにオン ラインで御参加の皆様、本日は誠にありがとうご ざいました。(拍手)

【参考】

第1回(基調講演)、第2回(パネルディスカッション①『公害紛争処理制度の現状及び課題』)の模様 は、以下のリンク先からご覧になれます。

https://www.soumu.go.jp/kouchoi/substance/chosei/110_tokushu.html

https://www.soumu.go.jp/kouchoi/substance/chosei/111_tokushu.html

シンポジウムの模様は、以下のリンク先から動画でもご覧になれます。

https://www.soumu.go.jp/kouchoi/50th anniversary.html

このコーナーに掲載した資料は、以下のリンク先からご覧になれます。

P.12「新たな騒音被害への対応」

https://www.soumu.go.jp/main_content/000856659.pdf

■おわりに

公害等調整委員会設立 50 周年記念シンポジウム「50 年を迎える公害等調整委員会」は本稿で完 結します。3回にわたる連載をご覧いただきありがとうございました。